

沖縄県知事選挙及び石垣市議会議員一般選挙

投票日 令和4年 **9月11日** (日)

投票時間 **午前7時～午後8時** (※一部投票所は午後7時まで)



投票要件

日本国籍を有し、知事選は令和4年5月24日までに石垣市に転入届出をした方で、市議選は令和4年6月3日までに石垣市に転入届出をした方で、引き続き、知事選は県内に、市議選は市内に住所を有し、平成16年9月12日以前に生まれた方。

投票入場券

投票日は、投票所に投票入場券（ハガキ）を持参してください。入場券を紛失した場合でも投票できますので、本人確認のできる運転免許証等の証を持って投票所にお越しください。

※市内で転居された方は、入場券に記載されている投票所で投票してください。

期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方、負傷、出産、身体の障がい等で歩行が困難な方、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方は期日前投票ができます。

※9月5日以降に期日前投票を行う方は、投票入場券裏面の「期日前投票 宣誓書」を**事前**に記入し、必ず本人が署名してください。（代理投票を希望される方は、係員が補助（代筆）します。）

期間 **知事選** 令和4年8月26日（金）～9月10日（土）

市議選 令和4年9月5日（月）～9月10日（土）

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階コミュニティルーム（字真栄里672番地）



代理投票

心身の故障、その他の理由で投票用紙に候補者の氏名が書けない方は、係員に申し出て代理投票をすることができます。

不在者投票

●仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ石垣市選挙管理委員会に「不在者投票請求書宣誓書」を送付してください。（何度か郵送でのやり取りが発生するため、早めに手続きをしてください。）

●都道府県選挙管理委員が指定した病院や老人ホーム等に入院（入所）中の方はその病院等の管理者に申し出て不在者投票をすることができます。

●身体障害者手帳または戦病者手帳を持っている方で、法令で定める重度の障がいのある方や介護保険法上の要介護5の認定を受けている方は郵便等により自宅などで投票する「郵便等による不在者投票」ができます。なお、この投票をするためには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますのでその申請をしてください。また、投票用紙等の請求は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に選挙の投票日4日前（9月7日（水））までに請求する必要がありますので、早めに請求してください。

※「不在者投票請求書宣誓書」及び郵便等による「請求書」は必ず本人が署名してください。